

令和 2 年度 熊取町国民健康保険料等のお知らせ

I. 令和 2 年度保険料率と激変緩和措置の実施について

本町の国民健康保険の保険料率は、国民健康保険条例で大阪府が示す市町村標準保険料率(府内統一)を適用することになっていますが、令和 5 年度までは激変緩和措置を実施することができます。

この府内統一の保険料率と熊取町の令和元年度保険料率とを比較すると、下表のとおり医療給付費分の平等割が 6,756 円と最も大きく増加します。

その増加を抑制するため、国民健康保険財政調整基金と令和元年度決算の余剰金を活用し、熊取町独自の激変緩和措置として、「医療給付費分の平等割を 20%削減」します。

今後も、大阪府が示す市町村標準保険料率の動向や活用可能な財源を考慮して、可能な範囲で令和 5 年度までは必要に応じて激変緩和措置を講じることとします。

算定区分	令和 2 年度 保 険 料 率					
	医 療 給 付 費 分		後 期 支 援 金 分		介 護 納 付 金 分	
		R1 との差		R1 との差		R1 との差
所得割	<u>9.05%</u>	+0.48 ポイント	<u>2.69%</u>	±0 ポイント	<u>2.66%</u>	+0.08 ポイント
均等割	<u>32,015 円</u>	+2,302 円	<u>9,358 円</u>	+71 円	<u>19,729 円</u>	+595 円
平等割 (激変緩和後)	<u>27,028 円</u> ▲20%	-1 円	<u>9,875 円</u>	-23 円	※平成 30 年度から 平等割は賦課していません	
平等割 府統一保険料 (激変緩和前)	33,785 円	+6,756 円	同上	同上		
賦課限度額	<u>61 万円</u>	+3 万円	19 万円	±0 円	16 万円	±0 円

《激変緩和措置の効果》(医療分 + 後期分保険料額の比較)

府内統一保険料率を仮に適用すると……

令和元年度保険料額(年額)から 10.0%以上増加する世帯は全体の約 28.8%となります。

しかし、激変緩和措置の結果……

令和 2 年度の市町村標準保険料率による医療給付費分の平等割が 6,757 円(20%)引き下げられ、令和元年度保険料額と比較してほぼ全ての世帯で年間保険料額の増は 5.0%以内となります。

(例) 1人世帯、所得 0 円(65 歳以上・年金収入のみで 153 万円以下の収入)の場合

(最も年間保険料額の増加率が大きく、国保世帯の中で最も多い階層：全体の 25.5%)

R1 年間保険料額	R2 年間保険料額 (激変緩和前)		R2 年間保険料額 (激変緩和後)			
		対 R1 増加額	対 R1 増加率	対 R1 増加額	対 R1 増加率	
22,766	25,509	2,743	12.0%	<u>23,481</u>	<u>715</u>	<u>3.1%</u>
激変緩和措置により年間の保険料額 2,028 円、8.9 ポイント引き下げ						

裏面に続きます →

Ⅱ. 1期あたりの保険料の計算例

1. 普通徴収（納付書または口座振替）による納付の世帯

（例 A）年間保険料が 20 万円となった場合

4～3月の年間保険料を10回に月割して納めていただきます。

純粋な1か月あたりの金額は、20万円÷12か月＝約16,666円です。

年額 20 万円									
6月 1期	7月 2期	8月 3期	9月 4期	10月 5期	11月 6期	12月 7期	1月 8期	2月 9期	3月 10期
2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円

● 令和2年度中に40歳になる被保険者がいる世帯

40歳到達月（1日生まれの人は誕生月の前月）から介護分の保険料が計算されます。なお、6月2日以降に誕生日を迎える方については、翌月に介護分の保険料を計算し、その際に改めて変更後の保険料額を通知します。通知が届いたら、変更後の金額でお支払いください。

● 令和2年度中に65歳になる人がいる世帯

65歳到達月（1日生まれの人は誕生月の前月）から介護分の保険料はかかりません。

あらかじめ、65歳になる人の65歳到達月以降の介護分の保険料はかかっていないものとして年間保険料を決定しているため、65歳到達月以降も国民健康保険料は変わりません。

（例 B）一人世帯で10月に65歳になる世帯で、年間保険料が33万円の場

医療分（4～3月）20万円	} 年間計 33万円 ÷ 10回 = 1期あたり 33,000円
支援分（4～3月）10万円	
介護分（4～9月）3万円	

2. 特別徴収（年金天引き）による納付の世帯

（例 C）令和2年度中全て特別徴収となる世帯

年間保険料から、4月に通知した4・6・8月特別徴収分を差し引き、残りの保険料を10・12・2月に特別徴収で納めていただきます。



（例 D）令和2年度の10月から特別徴収となる世帯

年間保険料を10ヶ月で納めていただきます。6・7・8・9月分は普通徴収（納付書または口座振替）で、その後は10・12・2月に特別徴収で納めていただきます。

年額 20 万円									
6月 普通1期	7月 普通2期	8月 普通3期	9月 普通4期	10月 特別4期	11月	12月 特別5期	1月	2月 特別6期	3月
2万円	2万円	2万円	2万円	4万円		4万円		4万円	
普通徴収				特別徴収					

※例C、例Dの世帯についても、介護保険料の金額により普通徴収となる場合があります。詳しくは特別徴収に係る通知の裏面をご覧ください。

Ⅲ. 保険料の減免、一部負担金(医療費)の減免・徴収猶予について

1. 保険料の減免 申請必要 年度当初からの減免申請期限：6月30日(火)

◎ 災害により居住する住宅等について著しい損害を受けたとき、事業の不振等により所得が著しく減少したとき、また刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときに、府内統一の基準で保険料を減免します。

〈必要なもの〉 国民健康保険被保険者証、印鑑、直近3ヶ月の収入が分かるものなど

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響による場合の保険料の減免について

次に該当する世帯の方は、申請により上記の減免とは別の基準を用いて減免額を算定します。

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少^(※)が見込まれる世帯
(※ 前年中所得の合計額が1,000万円以下であり、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年比10分の3以上減少する見込みなど)

令和元年度普通徴収9期・特別徴収6期(令和2年2月支払分)以降、令和2年度普通徴収10期・特別徴収6期(令和3年3月支払分)の保険料が対象となります。

〈必要なもの〉 国民健康保険被保険者証、印鑑、令和2年1月以降の収入が分かるものなど

減免対象の要件・手続き等の詳細については、保険年金課へお問合せください。

その他参考	給与などの支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合、また発熱などの症状があり当該感染症が疑われる場合において、労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、国民健康保険から 傷病手当金 を支給する制度もあります。詳しくは保険年金課へお問合せください。
-------	---

2. 一部負担金(医療費)の減免・徴収猶予 申請必要

災害により居住する住宅等について著しい損害を受けたとき、また世帯収入が著しく減少したとき(下表左欄のそれぞれの対象期間における世帯収入見込みが生活保護基準に下表右欄の値を乗じた額以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に下表右欄の値を乗じた額の3箇月分以下であること)に一部負担金を減免または猶予します。

減免対象の要件・手続き等の詳細については、保険年金課へお問い合わせください。

対象期間	減免基準
令和元年10月1日から令和2年9月30日まで	990 / 870
令和2年10月1日以降	1,155 / 1,000

Ⅳ. 保険料の軽減制度について

1. 非自発的失業による軽減 申請必要

倒産・解雇や雇止めなどにより離職された方を対象に保険料を軽減する制度です。対象者は雇用保険の「特定受給資格者」「特定理由離職者」で、軽減の内容は、失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として算定します。

- 対象となる離職理由コード(雇用保険受給資格者証に記載)
11、12、21、22、23、31、32、33、34

〈必要なもの〉 国民健康保険被保険者証、印鑑

裏面に続きます➡

2. 均等割額・平等割額の軽減

世帯主及びその他の被保険者の前年所得が一定の基準額以下の場合、均等割額と平等割額を軽減します。軽減の適用は自動で行われ、申請は不要です。ただし、無収入であっても所得申告(保険料の算定のための簡易申告)が済んでいない場合は、軽減対象になりません。

軽減の判定には国保から後期高齢者医療制度へ移行した方の所得及び人数も含めます。

● 軽減判定の基準となる所得金額

軽減判定に使う所得金額(以下「軽減判定所得」)は、所得割額の計算に使う総所得金額などと次のような違いがあります。

- 青色専従者給与額又は事業専従者控除は必要経費に算入しません。(軽減判定所得に含みます) また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得の金額はないものとみなします。(軽減判定所得に含みません)
- 公的年金に係る所得(誕生日が昭和30年1月1日以前の方に限る。)については、当該所得から15万円を控除します。
- 雑損失の繰越控除を適用します。なお、雑所得は青色専従者給与額を必要経費に算入しないときの金額です。
- 譲渡所得の特別控除は適用しません。

V. 国保における納付義務者と通知送付先は世帯主です

国保の保険料は、国民健康保険法第76条第1項の定めにより納付義務者である世帯主様宛に通知することになっています。このため、世帯主様が国保に加入していない場合でも、全て世帯主様宛に通知させていただいています。

VI. 保険料の納付方法について □座振替が安心・確実・便利です！

1. □座振替の登録・変更手続き 下記の2通りの方法があります。

① キャッシュカードでの申し込み (Pay-easy (ペイジー) □座振替受付サービス)

〈必要なもの〉 キャッシュカード(暗証番号入力が必要)、本人確認書類(運転免許証など)

〈取扱金融機関〉 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 池田泉州銀行 紀陽銀行
関西みらい銀行 大阪信用金庫 きのくに信用金庫 近畿労働金庫 ゆうちよ銀行

※ 大阪泉州農業協同組合はペイジーのご利用はできません。

② □座情報のわかるもの(通帳など)と金融機関届出印での申し込み

〈必要なもの〉 □座情報のわかるもの、金融機関届出印、本人確認書類(運転免許証など)

〈取扱金融機関〉 上記①のキャッシュカード申込の取扱金融機関+大阪泉州農業協同組合

現在、特別徴収(年金天引き)となっている方も□座振替に変更できます。

10月の特別徴収(年金天引き)から変更をご希望される場合、7月31日(金)までにお手続きください。〈必要なもの〉上記①または②に記載の物、認印

2. 納付書でのスマートフォンアプリによる納付(ご自宅で納付できます！)

〈必要なもの〉 納付書、スマートフォンアプリ

(支払秘書、PayB、PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書払い)

※ 金融機関、コンビニエンスストア、役場会計課窓口では現金のみの取扱いとなります。